情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）
（本則）
○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第一条関係）……1
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）……34
（附則）
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十条関係）……47
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第十一条関係）……49
○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第十二条関係）……50
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十三条第一号関係）……51
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十三条第二号関係）……53
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）（附則第十四条関係）……54
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第
　号）（附則第十五条関係）……55
○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第十七条関係）……56

○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　情報処理安全確保支援士等
　第一節　情報処理安全確保支援士（第三条―第二十五条）
　第二節　情報処理技術者試験（第二十六条）
第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第二十七条―第三十三条）
第四章　独立行政法人情報処理推進機構
　第一節　総則（第三十四条―第四十一条）
　第二節　役員及び職員（第四十二条―第四十六条）
　第三節　業務等（第四十七条―第五十六条）
　第四節　雑則（第五十七条―第六十条）
第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等（第六十一条―第六十八条）
第六章　先端半導体・人工知能関連技術債（第六十九条―第七十三条）
第七章　雑則（第七十四条・第七十五条）
第八章　罰則（第七十六条―第八十一条）
附則

現行

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　電子計算機の高度利用等
　第一節　電子計算機利用高度化計画の策定等（第三条―第五条）
　第二節　情報処理安全確保支援士等
　　第一款　情報処理安全確保支援士（第六条―第二十八条）
　　第二款　情報処理技術者試験（第二十九条）
第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第三十条―第三十七条）
第四章　独立行政法人情報処理推進機構
　第一節　総則（第三十八条―第四十五条）
　第二節　役員及び職員（第四十六条―第五十条）
　第三節　業務等（第五十一条―第五十四条）
　第四節　雑則（第五十五条―第五十八条）
第五章　罰則（第五十九条―第六十三条）
附則

第一章　総則	第一章　総則
（目的）	（目的）
第一条　この法律は、プログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持するとともにその性能の向上を図ることでその高度利用を促進し、及び情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	第一条　この法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進し、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
（定義）	（定義）
第二条　この法律において「情報処理」とは、電子計算機を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行うことをいう。	第二条　この法律において「情報処理」とは、電子計算機（計数型のものに限る。以下同じ。）を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行うことをいう。
2～4　（略）	2～4　（略）
（削る）	第二章　電子計算機の高度利用等
（削る）	第一節　電子計算機利用高度化計画の策定等
（削る）	（電子計算機利用高度化計画）
	第三条　次に掲げる電子計算機及びプログラムについて、電子計算機利用高度化計画（以下「計画」という。）を経済産業大臣

（電子計算機に電気通信回線を接続してする情報処理のために開発するプログラムに係る部分については、経済産業大臣及び総務大臣。以下この条において同じ。）が定めるものとする。

一　情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機

二　情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要があり、かつ、広く利用される種類のプログラム（主として一の事業の分野における情報処理を目的とするものを除く。）

2　計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする。

3　計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定めるところにより、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

4　関係行政機関の長は、前項の協議を受けたときは、関係審議会等の意見を聴くものとする。

5　第一項の規定により計画を定めたときは、経済産業大臣は、その要旨を公表しなければならない。

6　前三項の規定は、計画の変更について準用する。

（電子計算機の連携利用に関する指針）

第四条　主務大臣（電子計算機を利用する事業者（以下単に「事業者」という。）の行う事業を所管する大臣をいう。）は、その事業の分野に属する事業者が広く連携して当該事業の分野における電子計算機の効率的な利用を図ることが必要であり、かつ、適切であると認めるときは、計画を勘案して、その事業の

（削る）

	分野において事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たつて配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。
	2　前項の指針は、関連中小企業者の利益が不当に害されることのないよう配慮されたものでなければならない。
	3　第一項の指針を定めるに当たつては、あらかじめ、関係審議会等の意見を聴くものとする。
	4　前項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。
（削る）	（資金の確保）
（削る）	第五条　政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。
（削る）	2　前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。
第二章　情報処理安全確保支援士等	第二節　情報処理安全確保支援士等
第一節　情報処理安全確保支援士	第一款　情報処理安全確保支援士
（情報処理安全確保支援士の業務）	（新設）
第三条　情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の名称を用いて、電子計算機を利用する事業者（以下単に「事業	（情報処理安全確保支援士の業務） 第六条　情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の名称を用いて、事業者その他の電子計算機を利用する者による

者」という。）その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。

第四条　（略）

（欠格事由）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。

一～三　（略）

四　第十六条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

（情報処理安全確保支援士試験）

第六条　情報処理安全確保支援士試験（以下この節において「支援士試験」という。）は、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能について行う。

2　（略）

（支援士試験事務の代行）

サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。

第七条　（略）

（欠格事由）

第八条　次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。

一～三　（略）

四　第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

（情報処理安全確保支援士試験）

第九条　情報処理安全確保支援士試験（以下この款において「支援士試験」という。）は、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能について行う。

2　（略）

（支援士試験事務の代行）

第七条　経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構（以下この章及び第三十条において「機構」という。）に、支援士試験の実施に関する事務（以下この節及び第四十七条第二項において「支援士試験事務」という。）を行わせることができる。

2　（略）

第八条～第十三条　（略）

（情報処理安全確保支援士登録証）

第十四条　経済産業大臣は、登録をしたときは、申請者に第十二条第一項に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証（次条第二項及び第十八条において「登録証」という。）を交付する。

第十五条　（略）

（登録の取消し等）

第十六条　経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一　第五条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

二　（略）

2　経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が第二十一条から第二十三条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し

第十条　経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構（以下この節及び第三十三条において「機構」という。）に、支援士試験の実施に関する事務（以下この款及び第五十一条第二項において「支援士試験事務」という。）を行わせることができる。

2　（略）

第十一条～第十六条　（略）

（情報処理安全確保支援士登録証）

第十七条　経済産業大臣は、登録をしたときは、申請者に第十五条第一項に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証（次条第二項及び第二十一条において「登録証」という。）を交付する。

第十八条　（略）

（登録の取消し等）

第十九条　経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一　第八条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

二　（略）

2　経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し

、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第十七条・第十八条　（略）

（登録事務の代行）

第十九条　経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務（第十六条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第四十七条第二項において「登録事務」という。）を行わせることができる。

第二十条　機構が登録事務を行う場合における第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十七条及び第十八条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。

2　第七条第二項、第八条及び第十一条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第十九条」と、第八条（見出しを含む。）中「支援士試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と読み替えるものとする。

3　（略）

4　第一項の規定により読み替えて適用する第十八条及び前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

第二十一条・第二十二条　（略）

、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第二十条・第二十一条　（略）

（登録事務の代行）

第二十二条　経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務（第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項において「登録事務」という。）を行わせることができる。

第二十三条　機構が登録事務を行う場合における第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。

2　第十条第二項、第十一条及び第十四条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十二条」と、第十一条（見出しを含む。）中「支援士試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と読み替えるものとする。

3　（略）

4　第一項の規定により読み替えて適用する第二十一条及び前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

第二十四条・第二十五条　（略）

（受講義務）

第二十三条　情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（第二十五条において「機構の講習」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの（同条において「特定講習」という。）を受けなければならない。

第二十四条　（略）

（経済産業省令への委任）

第二十五条　この節に定めるもののほか、支援士試験、登録、機構の講習、特定講習その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（削る）

第二節　情報処理技術者試験

第二十六条　（略）

2　経済産業大臣は、機構に、情報処理技術者試験の実施に関する事務（次項及び第四十七条第二項において「技術者試験事務」という。）を行わせることができる。

3　第七条第二項及び第八条から第十一条までの規定は、情報処理技術者試験及び技術者試験事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十六条第二項」と

（受講義務）

第二十六条　情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（第二十八条において「機構の講習」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの（同条において「特定講習」という。）を受けなければならない。

第二十七条　（略）

（経済産業省令への委任）

第二十八条　この款に定めるもののほか、支援士試験、登録、機構の講習、特定講習その他この款の規定の施行に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二款　情報処理技術者試験

（新設）

第二十九条　（略）

2　経済産業大臣は、機構に、情報処理技術者試験の実施に関する事務（次項及び第五十一条第二項において「技術者試験事務」という。）を行わせることができる。

3　第十条第二項及び第十一条から第十四条までの規定は、情報処理技術者試験及び技術者試験事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十九条第二項」

、第八条（見出しを含む。）中「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と読み替えるものとする。

4　（略）

第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（情報処理システムの運用及び管理に関する指針）

第二十七条　経済産業大臣は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理（以下単に「情報処理システムの運用及び管理」という。）に関する指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2～7　（略）

第二十八条・第二十九条　（略）

（認定に関する事務）

第三十条　経済産業大臣は、第二十八条の認定（前条第一項の更新を含む。）に関する事務（申請の受付、第二十八条の基準に適合するかどうかの審査その他これらに準ずるものとして経済産業省令で定めるものに限る。第四十七条第二項において「認定審査事務」という。）を機構に行わせるものとする。

と、第十一条（見出しを含む。）中「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と読み替えるものとする。

4　（略）

第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（情報処理システムの運用及び管理に関する指針）

第三十条　経済産業大臣は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理（以下この章及び第五十一条第一項第十号において単に「情報処理システムの運用及び管理」という。）に関する指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2～7　（略）

第三十一条・第三十二条　（略）

（認定に関する事務）

第三十三条　経済産業大臣は、第三十一条の認定（前条第一項の更新を含む。）に関する事務（申請の受付、第三十一条の基準に適合するかどうかの審査その他これらに準ずるものとして経済産業省令で定めるものに限る。第五十一条第二項において「認定審査事務」という。）を機構に行わせるものとする。

（報告の徴収）

（削る）

（認定の取消し）

第三十一条　経済産業大臣は、第二十八条の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第二十八条の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二　第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　不正の手段により第二十八条の認定又は第二十九条第一項の更新を受けたとき。

２　（略）

第三十二条　（略）

（中小企業信用保険法の特例）

第三十三条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（第三項において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（第三項において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、情報処理シス

第三十四条　経済産業大臣は、第三十一条の認定を受けた事業者（以下この章及び第五十一条第一項第十号において「認定事業者」という。）に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第三十五条　経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第三十一条の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　不正の手段により第三十一条の認定又は第三十二条第一項の更新を受けたとき。

２　（略）

第三十六条　（略）

（中小企業信用保険法の特例）

第三十七条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（第三項において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（第三項において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、情報処理シス

テム運用・管理関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十三条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証（以下「情報処理システム運用・管理関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

テム運用・管理関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証（以下「情報処理システム運用・管理関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2・3　（略）	（略）	（略）
第四章　独立行政法人情報処理推進機構		
第一節　総則		
第三十四条・第三十五条　（略）		
（機構の目的）		
第三十六条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成等並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。		
第三十七条・第三十八条　（略）		
（資本金）		
第三十九条　（略）		
2　政府は、第四十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務若しくは同項第十三号及び第十四号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第五十二条第一項の第一種信用基金若しくは第		

2・3　（略）	（略）	（略）
第四章　独立行政法人情報処理推進機構		
第一節　総則		
第三十八条・第三十九条　（略）		
（機構の目的）		
第四十条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。		
第四十一条・第四十二条　（略）		
（資本金）		
第四十三条　（略）		
2　政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第五十四条第一項の信用基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲		

五十三条第一項の第二種信用基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第四十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務若しくは同項第十三号及び第十四号に掲げる業務に必要な資金又は第五十二条第一項の第一種信用基金若しくは第五十三条第一項の第二種信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

3　（略）

第四十条　（略）

（持分の譲渡等）

第四十一条　出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第五十二条第一項の第一種信用基金及び第五十三条第一項の第二種信用基金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2・3　（略）

第二節　役員及び職員

第四十二条～第四十六条　（略）

第三節　業務等

（業務の範囲等）

第四十七条　機構は、第三十六条の目的を達成するため、次の業

内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金又は第五十四条第一項の信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

3　（略）

第四十四条　（略）

（持分の譲渡等）

第四十五条　出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第五十四条第一項の信用基金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2・3　（略）

第二節　役員及び職員

第四十六条～第五十条　（略）

第三節　業務等

（業務の範囲等）

第五十一条　機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務

務を行う。

一・二　（略）

三　情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。次号において同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務（第十二号に規定する資金の借入れに係る債務を除く。）を保証すること。

四～六　（略）

七　情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

八～十一　（略）

十二　情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備（経済産業省令で定めるその附属設備を含む。）の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

十三　選定事業者（第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者をいう。以下この項において同じ。）が選定実施計画（第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画をいう。）に従つて特定取組（第六十三条第一項に規定する特定取組をいう。）を実施するために必要な資金（以下この項及び第五十三条第一項において「取組資金」という。）の出資又は施設若しくは設備（第六十八条第二項の規定により譲り受けたものに限る。）の現物出資を行うこと。

を行う。

一・二　（略）

三　情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

四～六　（略）

（新設）

七～十　（略）

（新設）

十四　選定事業者が取組資金を調達するために発行する劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、経済産業省令で定めるものをいう。）の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、経済産業省令で定めるものをいう。）による取組資金の貸付けを行うこと。	（新設）
十五　選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。	（新設）
十六　取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。	（新設）
十七～二十五　（略）	十一～十九　（略）
2　機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（第五十条第二号において「試験事務等」という。）若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による事務を行う。	2　機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による事務を行う。
3　機構は、第一項第八号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。	3　機構は、第一項第七号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。
4　（略）	4　（略）

（出資等業務基準）

第四十八条　機構は、前条第一項第十二号から第十五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（次条第一項において「出資等業務」という。）を行う場合には、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（特に必要がある場合の経済産業大臣の要求）

第四十九条　経済産業大臣は、出資等業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、出資等業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（区分経理）

第五十条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第四十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、これに要する費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資するもの

二　第四十七条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに試験事務等

三　第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

（新設）

（新設）

（区分経理）

第五十二条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、これに要する費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資するもの

二　前条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに試験事務等

（新設）

四　前三号に掲げる業務以外の業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第五十一条　機構は、前条第二号から第四号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第四十七条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（第一種信用基金）

第五十二条　機構は、第四十七条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する第一種信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から出えんされたものとされた金額並びに第三十九条第二項の規定により政府から第一種信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

三　前二号に掲げる業務以外の業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第五十三条　機構は、前条第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第五十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6　（略）

（信用基金）

第五十四条　機構は、第五十一条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額並びに第四十三条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当

2　前項の第一種信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。	
（第二種信用基金） 第五十三条　機構は、第四十七条第一項第十二号に規定する社債及び資金の借入れに係る債務の保証、同項第十五号に規定する社債及び取組資金の借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、第三十九条第二項の規定により政府から第二種信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。	
2　前条第二項の規定は、前項の第二種信用基金に準用する。	
（長期借入金及び情報処理推進債券） 第五十四条　機構は、令和七年度から令和十四年度までの間において、第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は情報処理推進債券（以下この節において「債券」という。）を発行することができる。	
2　前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。	
3　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。	
4　機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する	

する金額をもつてこれに充てるものとする。	
2　前項の信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。	
（新設）	
（新設）	

事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6　経済産業大臣は、第一項又は第四項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第五十五条　政府は、令和七年度から令和十四年度までの間において、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第五十六条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（新設）

（新設）

第四節　雑則

（出資者原簿）

第五十七条　（略）

２　出資者原簿には、第四十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに第五十二条第一項の第一種信用基金に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

３　（略）

（機構の解散時における残余財産の分配）

第五十八条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第五十条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第四十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これに要する費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資したものを除く。）に係る各出資者並びに第五十二条第一項の第一種信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

２　前項の規定により第五十二条第一項の第一種信用基金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

（主務大臣等）

第四節　雑則

（出資者原簿）

第五十五条　（略）

２　出資者原簿には、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに前条第一項の信用基金に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

３　（略）

（機構の解散時における残余財産の分配）

第五十六条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第五十二条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これに要する費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資したものを除く。）に係る各出資者並びに第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

２　前項の規定により第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

（主務大臣等）

第五十九条　機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第四十七条第一項第五号、第九号、第十号及び第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣

三　第四十七条第一項及び第二項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

2　（略）

第六十条　（略）

第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等

（指定等）

第六十一条　経済産業大臣は、政令で定める種類ごとに次の各号のいずれにも該当する半導体を指定することができる。

一　極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であつて、情報処理の高度化のために特に必要なものであること。

二　我が国においてその半導体の生産及び供給が安定的に行われておらず、かつ、行われないおそれがある状況にあること。

2　経済産業大臣は、前項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしたときは、その旨を公表するも

第五十七条　機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣

三　第五十一条第一項及び第二項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

2　（略）

第五十八条　（略）

（新設）

（新設）

のとする。

（指定の取消し等）

第六十二条　経済産業大臣は、指定を受けた半導体（以下この章において「指定高速情報処理用半導体」という。）が前条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、その指定を取り消すものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（公募の実施に関する指針等）

第六十三条　経済産業大臣は、指定をしたときは、その指定高速情報処理用半導体の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組（以下「特定取組」という。）を最も適切に実施することができると認められる者を公募により選定するために、公募の実施に関する指針（以下この章において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2　指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　公募の対象とする指定高速情報処理用半導体（以下この章において「公募対象半導体」という。）

二　公募対象半導体の生産の開始に係る目標

三　公募の参加者の資格に関する基準

四　公募対象半導体に係る特定取組に関する事項

五　公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組

（新設）

（新設）

の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項

六　公募を開始する日及び公募の期間

七　選定事業者（特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準

八　前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3　経済産業大臣は、前項第五号に掲げる事項を定めるに当たっては、デジタル社会形成基本法第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下この項において同じ。）の形成についての基本理念に即して国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策の実施に資するものとなるように配慮するものとする。

4　第二項第六号に規定する期間は、一月を下らない期間を定めるものとする。

5　経済産業大臣は、指針を定めるに当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

6　経済産業大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

7　前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（実施計画の提出）

第六十四条　公募に応じて選定事業者となろうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、特定取組の実施に関する計画

（新設）

（以下この章において「実施計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定取組の内容及び実施期間

二　特定取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（第四十七条第一項第十三号の規定による施設又は設備の現物出資を受けようとする場合にあつては、その旨及び当該施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）であつて第六十八条第一項の政令で定めるものの名称その他当該施設又は設備に関する事項（以下この章において「特定事項」という。）を含む。）

三　公募対象半導体の生産の目標及び実施体制

四　前三号に掲げるもののほか、特定取組の実施に関し必要な事項

（選定事業者の選定）

第六十五条　経済産業大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

一　当該実施計画に係る特定取組が指針に照らし適切なものであること。

二　当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行うに足りる技術的な基礎を有すること。

三　当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をする

（新設）

おそれが明らかな者でないこと。

2　経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、実施計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第六十三条第二項第七号に掲げる評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての実施計画について評価を行うものとする。

3　経済産業大臣は、前項の評価に従い、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定事業者として選定するものとする。

4　経済産業大臣は、前項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、財務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、産業構造審議会及び機構の意見を聴くものとする。

5　経済産業大臣は、選定しようとする者から提出された実施計画に特定事項が記載されている場合において、第三項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、前条第二項第二号の国立研究開発法人の意見を聴くものとする。

6　経済産業大臣は、第三項の規定による選定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、当該選定に係る選定事業者の氏名又は名称及び実施計画の概要を公表するとともに、当該選定をした旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を機構に通知するものとする。

7　経済産業大臣は、特定事項が記載された実施計画を提出した者について第三項の規定による選定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を前条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（実施計画の変更）

第六十六条　選定事業者は、その選定に係る実施計画の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　選定事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による変更の承認の申請があつたときは、その変更後の実施計画が前条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められる場合でなければ、第一項の規定による変更の承認をしてはならない。

4　前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による変更の承認について準用する。

（新設）

（選定の取消し）

第六十七条　経済産業大臣は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。

一　その選定に係る実施計画（前条第一項の規定による変更の承認又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「選定実施計画」という。）に従つて特定取組を実施していないと認めるとき。

二　第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2　経済産業大臣は、選定実施計画が第六十五条第一項各号に掲

（新設）

げる基準のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、選定事業者に対して、当該選定実施計画の変更を指示し、又はその選定を取り消すことができる。

3　経済産業大臣は、前二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表するとともに、機構に通知するものとする。

4　経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について第一項又は第二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（機構による施設の無償譲渡の求め等）

第六十八条　機構は、国立研究開発法人であつて指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、第四十七条第一項第十三号の規定による現物出資を行うため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができる。

2　前項の政令で定める国立研究開発法人は、同項の規定による求めがあつたときは、機構に対し、同項の施設又は設備を無償で譲渡することができる。

（新設）

第六章　先端半導体・人工知能関連技術債

（新設）

（先端半導体・人工知能関連技術債の発行）

第六十九条　政府は、令和七年度から令和十二年度までの各年度に限り、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、内外の経済

的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずる先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。第三号において同じ。）の利用の促進に関する施策で経済産業大臣が行うものに関する次に掲げる財政上の措置（以下この章において「先端半導体・人工知能関連技術措置」という。）に要する費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。

一　選定事業者が選定実施計画に従つて実施する特定取組に関する措置

二　先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）

三　先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

四　前三号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置

2　前項に規定する費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による公債（以下この章において「先端半導体

・人工知能関連技術債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

（先端半導体・人工知能関連技術債等の償還）

第七十条　先端半導体・人工知能関連技術債等（先端半導体・人工知能関連技術債及び先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第七十二条第二号において同じ。）をいう。同号において同じ。）については、同条の規定による繰入金により、令和三十二年度までの間に償還するものとする。

（新設）

（先端半導体・人工知能関連技術措置に係る歳入歳出の経理）

第七十一条　先端半導体・人工知能関連技術措置並びに先端半導体・人工知能関連技術債の発行及び償還に係る歳入歳出は、先端半導体・人工知能関連技術措置が内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずるものであることを踏まえ、先端半導体・人工知能関連技術措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる先端半導体・人工知能関連技術勘定において経理するものとする。

（新設）

（財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第七十二条　次の各号に掲げる費用の財源に充てるため、当該各号に定める期間においては、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に二兆二千億円（株式会社商工組合中央金庫の株式の処分により生じた収入がある場合には、当該収入に相当する額を二兆二千億円に加算した額）に達するまでの金額を繰り入れることができる。

一　先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用　令和七年度から令和十二年度までの間

二　先端半導体・人工知能関連技術債等の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）、利子並びに先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの　令和七年度から令和三十二年度までの間

（特別会計に関する法律の適用）

第七十三条　第六十九条第一項の規定により先端半導体・人工知能関連技術債を発行する場合におけるエネルギー対策特別会計についての特別会計に関する法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

第七章　雑則

（新設）

（新設）

（新設）

（資金の確保）

第七十四条　政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

2　前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

（報告の徴収）

第七十五条　経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

2　経済産業大臣は、選定事業者に対し、選定実施計画の実施の状況について報告を求めることができる。

第八章　罰則

第七十六条　第二十二条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2　（略）

第七十七条　第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第二項の規定により情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期

（新設）

（新設）

第五章　罰則

第五十九条　第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2　（略）

第六十条　第四十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第二項の規定により情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期

間中に、情報処理安全確保支援士の名称を使用したもの	間中に、情報処理安全確保支援士の名称を使用したもの
二　第二十四条の規定に違反した者	二　第二十七条の規定に違反した者
2　第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	（新設）
第七十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。	（新設）
第八十条　第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。	第六十二条　第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。
第八十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。	第六十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一　第四十七条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。	一　第五十一条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
二　第四十八条第一項の規定に違反したとき。	（新設）
三　第五十一条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。	二　第五十三条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。
四　第五十四条第一項若しくは第四項又は第五十六条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。	（新設）

附　則	附　則
（業務の特例） 第四条の二　機構は、当分の間、第四十七条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第十七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行う。この場合において、第八十一条第一号中「第二項」とあるのは、「第二項並びに附則第四条の二」とする。	（業務の特例） 第四条の二　機構は、当分の間、第五十一条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第十七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行う。この場合において、第六十三条第一号中「第二項」とあるのは、「第二項並びに附則第四条の二」とする。

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二章　各特別会計の目的、管理及び経理	第二章　各特別会計の目的、管理及び経理
第四節　財政投融資特別会計	第四節　財政投融資特別会計
（歳入及び歳出）	（歳入及び歳出）
第五十三条　（略）	第五十三条　（略）
2　投資勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。	2　投資勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一　歳入	一　歳入
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　第九十一条の七の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からの繰入金	（新設）
チ・リ　（略）	ト・チ　（略）
二　歳出	二　歳出
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　第六十八条の二の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金	（新設）
ホ～チ　（略）	ニ～ト　（略）
（投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）	（新設）
第六十八条の二　第八十五条第八項各号に掲げる措置に要する費用並びに第八十八条第四項第二号への償還金及び利子並びに同	

号トの諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

第六節　エネルギー対策特別会計

（目的）

第八十五条　エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策、原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策の経理を明確にすることを目的とする。

２　（略）

３　この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であって、次に掲げるものをいう。

一　太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合にあっては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資する

第六節　エネルギー対策特別会計

（目的）

第八十五条　エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策の経理を明確にすることを目的とする。

２　（略）

３　この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であって、次に掲げるものをいう。

一　太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合にあっては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資する

ものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であって、次に掲げるもの

イ　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付で政令で定めるもの

ロ～ト　（略）

二　（略）

4～6　（略）

7　この条において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置であって、次に掲げるものをいう。

一　第九十一条の六第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ

二　（略）

8　この節において「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいう。

一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十九条第一項第一号に掲げる措置として行う独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

二　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第二号に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の

ものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であって、次に掲げるもの

イ　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

ロ～ト　（略）

二　（略）

4～6　（略）

7　この条において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置であって、次に掲げるものをいう。

一　第九十一条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ

二　（略）

（新設）

交付（前号に掲げる交付金の交付を除く。）を含む。）で政令で定めるもの

三　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第三号に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）又は独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資で政令で定めるもの

四　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第四号に掲げる措置で政令で定めるもの（第八十八条第四項において「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

（管理）

第八十六条　（略）

2　エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、その他のものについてはエネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

（勘定区分）

第八十七条　エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

（管理）

第八十六条　（略）

2　エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、その他のものについてはエネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

（勘定区分）

第八十七条　エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

第八十八条　エネルギー需給勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　（略）

二　歳出

イ～チ　（略）

リ　第九十一条の四第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金

ヌ　第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

ル～ナ　（略）

2　電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　（略）

ロ　第九十一条の四第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

ハ～ト　（略）

二　（略）

3　原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　（略）

二　歳出

イ　（略）

ロ　第九十一条の六第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ハ～リ　（略）

第八十八条　エネルギー需給勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　（略）

二　歳出

イ～チ　（略）

リ　第九十一条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金

（新設）

ヌ～ネ　（略）

2　電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　（略）

ロ　第九十一条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

ハ～ト　（略）

二　（略）

3　原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　（略）

二　歳出

イ　（略）

ロ　第九十一条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ハ～リ　（略）

4　先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　一般会計からの繰入金

ロ　第六十八条の二の規定による財政投融資特別会計の投資勘定からの繰入金

ハ　第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

ニ　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定により発行する公債（以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行収入金

ホ　一時借入金の借換えによる収入金

ヘ　情報処理の促進に関する法律第五十一条第三項の規定による納付金であって、この勘定に帰属するもの

ト　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

チ　附属雑収入

二　歳出

イ　第八十五条第八項第一号の出資金及び交付金

ロ　第八十五条第八項第二号の補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。ハにおいて同じ。）

ハ　第八十五条第八項第三号の補助金及び出資金

ニ　第九十一条の七の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金

ホ　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

（新設）

ヘ　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子	
ト　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費	
チ　一時借入金の利子	
リ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子	
ヌ　事務取扱費	
ル　附属諸費	

（一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れの特例）

第九十一条の二　第六条の規定にかかわらず、複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

第九十一条の三　（略）

（新設）

第九十一条の二　（略）

（エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入れ）

第九十一条の四　（略）

２　前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の四第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金に相当する金額」とする。

（エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第九十一条の五　先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

２　前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金に相当する金額」とする。

第九十一条の六　（略）

（先端半導体・人工知能関連技術勘定から財政投融資特別会計の投資勘定への繰入れ）

第九十一条の七　第六十八条の二の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から繰り入れられた繰入金については、後日、先端半導体・人工知能関連技術勘定からその繰入金に相当する金

（エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入れ）

第九十一条の三　（略）

２　前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金に相当する金額」とする。

（新設）

第九十一条の四　（略）

（新設）

額に達するまでの金額を、予算で定める金額を限り、財政投融資特別会計の投資勘定に繰り入れることができる。

（原子力損害賠償支援資金）

第九十二条の二　（略）

2　（略）

3　原子力損害賠償支援資金は、第九十一条の六第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ（第九十四条において「国債整理基金特別会計繰入れ」という。）を円滑に実施するために要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、原子力損害賠償支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　（略）

（先端半導体・人工知能関連技術債の発行）

第九十二条の五　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行うものとする。

（先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ）

第九十二条の六　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する

（原子力損害賠償支援資金）

第九十二条の二　（略）

2　（略）

3　原子力損害賠償支援資金は、第九十一条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ（第九十四条において「国債整理基金特別会計繰入れ」という。）を円滑に実施するために要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、原子力損害賠償支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　（略）

（新設）

（新設）

諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2　前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

（融通証券等）

第九十五条　（略）

2　第十五条第四項の規定にかかわらず、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、これらの勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

3～5　（略）

附　則

（エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の歳入及び歳出の特例等）

第十四条　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号。以下この条及び附則第十七条において「石油公団法等廃止法」という。）附則第十条第二項（石油公団法等廃止法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七

（融通証券等）

第九十五条　（略）

2　第十五条第四項の規定にかかわらず、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、これらの勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

3～5　（略）

附　則

（エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の歳入及び歳出の特例等）

第十四条　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号。以下この条及び附則第十七条において「石油公団法等廃止法」という。）附則第十条第二項（石油公団法等廃止法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七

号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号。附則第十八条において「旧石油特別会計法」という。）に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（附則第十七条において「旧石油特別会計」という。）において承継した債務であって、附則第二百五十一条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するものの償還に関する政府の経理を同勘定で行う場合における第十六条、第十七条並びに第八十八条第一項第二号タ及びソの規定の適用については、第十六条中「並びに融通証券の発行及び償還」とあるのは「、融通証券の発行及び償還並びに石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第十条第二項（同法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継した債務であって、附則第二百五十一条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するもの（以下「承継債務」という。）の償還」と、第十七条第一項中「借入金の」とあるのは「借入金及び承継債務の」と、「及び償還」とあるのは「及び償還並びに承継債務の償還」と、同号タ中「証券」とあるのは「証券及び承継債務」と、同号ソ中「償還」とあるのは「償還並びに承継債務の償還」とする。

第十八条の三　令和十六年度以前の各年度の第九十一条の四第一項の規定によるエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への

号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号。附則第十八条において「旧石油特別会計法」という。）に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（附則第十七条において「旧石油特別会計」という。）において承継した債務であって、附則第二百五十一条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するものの償還に関する政府の経理を同勘定で行う場合における第十六条、第十七条並びに第八十八条第一項第二号ヨ及びレの規定の適用については、第十六条中「並びに融通証券の発行及び償還」とあるのは「、融通証券の発行及び償還並びに石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第十条第二項（同法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継した債務であって、附則第二百五十一条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するもの（以下「承継債務」という。）の償還」と、第十七条第一項中「借入金の」とあるのは「借入金及び承継債務の」と、「及び償還」とあるのは「及び償還並びに承継債務の償還」と、同号ヨ中「証券」とあるのは「証券及び承継債務」と、同号レ中「償還」とあるのは「償還並びに承継債務の償還」とする。

第十八条の三　令和十六年度以前の各年度の第九十一条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への

繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第二項の国会の議決を経たものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。）を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2～6　（略）

第十八条の四　令和十六年度以前の各年度の第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の同勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の先端半導体・人工知能関連技術勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。）を合算した額を加算し

繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第二項の国会の議決を経たものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。）を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2～6　（略）

（新設）

た額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2　令和十七年度以降の年度に先端半導体・人工知能関連技術勘定における第九十一条の五第一項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があった年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3　第八十八条第一項の規定によるほか、前二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

4　第八十八条第四項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出とする。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （事業税の課税標準の特例） 第九条　（略） 2～25　（略） 26　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第　　号）の施行の日から令和八年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「資本金等の額と」とあるのは「資本金等の額から情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第　　号）の施行の日から令和八年六月三十日までの間（次項において「特定期間」という。）に独立行政法人情報処理推進機構から情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十七条第一項第十三号に規定する取組資金（次項において「取組資金」という。）として出資を受けた金額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得た額と」と、同条第二項中「出資金の額」とあるのは「出資金の額から特定期間に独立行政法人情報処理推進機構から取組資金として出資を受けた金額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得た額」とする。	附　則 （事業税の課税標準の特例） 第九条　（略） 2～25　（略） （新設）

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第十一条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 第八十条　（略） ２・３　（略） ４　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十五条の規定により選定された同法第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者が、資本金の額の増加（合併による資本金の額の増加及び分割による資本金の額の増加を除く。）について登記を受ける場合において、当該資本金の額の増加が、同法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第　号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。	（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 第八十条　（略） ２・３　（略） （新設）

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第三　非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
（略）	（略）
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十七条第一項第三号及び第四号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構
（略）	（略）

現行

別表第三　非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
（略）	（略）
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第一項第三号及び第四号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構
（略）	（略）

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十三条第一号関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～三十一　（略）		
三十二　（略）		

現行

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～三十一　（略）		
三十二　人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一		

	(一)～(二十三)　（略）		
	(二十三の二)　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条第一項（登録）の情報処理安全確保支援士の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九千円
	(二十四)～(三十五)　（略）		
三十二の二～百六十　（略）			

種作業環境測定士の登録とみなす。

	(一)～(二十三)　（略）		
	(二十三の二)　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項（登録）の情報処理安全確保支援士の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九千円
	(二十四)～(三十五)　（略）		
三十二の二～百六十　（略）			

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十三条第二号関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一～八十七　（略）	（略）
八十七の二　経済産業省又は独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による同法第十二条第一項の情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八～百二十三　（略）	（略）

現行

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一～八十七　（略）	（略）
八十七の二　経済産業省又は独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による同法第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八～百二十三　（略）	（略）

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に係る歳入歳出の経理） 第九条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策（特別会計に関する法律第八十五条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策に関するものに限る。）、脱炭素成長型経済構造移行債の発行及び償還並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る歳入歳出はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定において経理するものとし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策（同条第五項に規定する電源利用対策に関するものに限る。）に係る歳入歳出は同特別会計の電源開発促進勘定において経理するものとし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策（同条第八項に規定する先端半導体・人工知能関連技術対策に関するものに限る。）に係る歳入歳出は同特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定において経理するものとする。	（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に係る歳入歳出の経理） 第九条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策（特別会計に関する法律第八十五条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策に関するものに限る。）、脱炭素成長型経済構造移行債の発行及び償還並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る歳入歳出はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定において経理するものとし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策（同条第五項に規定する電源利用対策に関するものに限る。）に係る歳入歳出は同特別会計の電源開発促進勘定において経理するものとする。

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第　号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（情報処理の促進に関する法律の一部改正） 第五条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。 第四十七条第二項中「第一号」の下に「又は第二号」を加える。 第六条　情報処理の促進に関する法律の一部を次のように改正する。 第四十七条第二項中「（第一号又は第二号に係る部分に限る。）」を「若しくは重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第　号）第七十二条第一項若しくは第二項」に改める。	（情報処理の促進に関する法律の一部改正） 第五条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。 第五十一条第二項中「第一号」の下に「又は第二号」を加える。 第六条　情報処理の促進に関する法律の一部を次のように改正する。 第五十一条第二項中「（第一号又は第二号に係る部分に限る。）」を「若しくは重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第　号）第七十二条第一項若しくは第二項」に改める。

○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第十七条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（産業構造審議会） 第七条　産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）、航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 2　（略）	（産業構造審議会） 第七条　産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）、航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 2　（略）